

松こ福第112号
令和3年6月8日

指定児童発達支援事業所の長
共生型児童発達支援事業所の長
基準該当児童発達支援事業所の長 様
指定放課後等デイサービス事業所の長
共生型放課後等デイサービス事業所の長
基準該当放課後等デイサービス事業所の長

松本市こども部こども福祉課長

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン
に基づいた自己評価結果等の公表について（通知）

標記の件について、指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）又は指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を実施する事業所は、厚生労働省から発出されている児童発達支援ガイドライン又は放課後等デイサービスガイドラインに沿った評価項目について、自己評価及び質の改善（以下、自己評価結果等といいます。）を行い、おおむね1年に1回以上結果を公表することが義務付けられています。（松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（令和2年条例第80号）に基づきます。）

また、自己評価結果等の公表及びその届出を行っていない事業所には、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に関する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に基づき、平成31年4月1日から自己評価結果等未公表減算が適用されます。

つきましては、平成31年4月1日以降において自己評価結果等の公表を実施していない事業所については、下記にご留意いただき、適切に実施していただくようお願いします。

記

1 評価にあたっての留意事項

- (1) 評価を行うにあたっては、児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び放課後等デイサ

ービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を精読し、国ガイドライン別添の「事業所職員向け自己評価表」「保護者向け評価表」等を活用してください。

なお、ガイドラインについては市ホームページにおいても掲載があります。

トップページ → 健康・福祉 → 障害者 → 事業者の皆様へ → 自己評価結果等の公表にかかる届出

- (2) 事業所の実情に合わせて評価表を加除修正する場合は、国ガイドラインの内容に沿ったものとしてください。
- (3) 評価結果及び改善内容は、各年度の末日までにインターネットの利用その他の方法により公表をしたうえで、その公表方法及び公表内容を市に届け出ていただきます。

自己評価結果等の公表に係る市への届出については、別途通知します。

- (4) 公表にあたりインターネットの利用が困難な事業所については、自己評価結果及び改善内容を会報等へ掲載したうえで、それらを台帳として事業所に備え、利用希望者等から請求があった場合には直ちに提示できる状態にしておくこと等の措置をとってください。

2 新規指定を受けた事業所について

新規指定の日を含む年度の5月1日以降に新規指定を受けた事業所（該年度の年5月1日に指定を受けた事業所を含む。）で、該年度の末日までに自己評価結果等の公表を行うことが困難な事業所については、新規指定の日からおおむね1年以内に自己評価結果等の公表を行ってください。

（例 新規指定の日が令和3年5月1日である事業所が、令和4年3月31日までに自己評価結果等の公表を行うことが困難な場合は、令和3年5月1日から、おおむね1年以内に自己評価結果等の公表を行う必要があります。）

3 自己評価結果等未公表減算について

- (1) 適用開始時期
平成31年4月1日
- (2) 対象となる支援
指定児童発達支援等
指定放課後等デイサービス等
- (3) 算定される単位数
所定単位数（基本報酬の単位数）の100分の85
- (4) 当該減算については、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に減算をするものですが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのもの

ですので、事業所は松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の規定を遵守してください。

- (5) 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであり、その公表方法及び公表内容を中核市に届け出ることとされています。(市への届出については別途通知します。)
- (6) 当該減算については、自己評価結果等の公表が中核市に届出がされていない場合に減算することとなります。届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算されます。
- (7) 参考として、市条例、厚生労働省告示・通知の抜粋を添付いたしますので、確認してください。

こども部　こども福祉課　相談支援担当 (課長) 二木　玲子　　(担当) 仲林　啓 電話　　33-4767 (直通) FAX　　36-9119 メールアドレス　kodomof@city.matsumoto.lg.jp

松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(令和 2 年条例第 8 0 号)

(取扱方針)

第 2 7 条 指定児童発達支援は、次条第 1 項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切に行われるとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の人員は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、常にその提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定によりその提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 人員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※ 共生型児童発達支援は第 5 9 条において、基準該当児童発達支援は第 6 3 条において、指定放課後等デイサービスは第 8 2 条において、共生型放課後等デイサービスは第 8 3 条において、基準該当放課後等デイサービスは第 8 7 条において、それぞれ第 2 7 条を準用します。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する
基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

第 1 の 1 の注 3 の（3） 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第 26 条第 5 項（指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100 分の 85

第 3 の 1 の注 5 の（3） 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 26 条第 5 項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100 分の 85

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第二の1（8）質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。